

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	長堀抽水所外2か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	西区、北区、大正区	メタウォーター(株)	39,420,000	平成29年10月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
2	豊野浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	66,960,000	平成29年10月4日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
3	大阪港防潮扉集中監視設備補修工事	10:電気通信工事	港、此花	横河ソリューションサービス(株)	16,200,000	平成29年10月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
4	豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	(株)前澤エンジニアリングサービス	40,500,000	平成29年10月12日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
5	庭窪浄水場排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	月島テクノメンテサービス(株)	91,260,000	平成29年10月13日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
6	柴島浄水場外2か所次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区、守口市、寝屋川市	JFEアクアサービス機器(株)	13,284,000	平成29年10月13日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
7	住之江下水処理場監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)日立製作所	503,280,000	平成29年10月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
8	長居配水場高圧電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	東住吉区	東芝インフラシステムズ(株)	7,344,000	平成29年10月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
9	舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)産機テクノサービス	14,904,000	平成29年10月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
10	舞洲スラッジセンター脱臭ファン修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	セイコー化工機(株)	3,132,000	平成29年10月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
11	大淀配水場高圧電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	北区	(株)明電エンジニアリング	12,960,000	平成29年10月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
12	豊野浄水場無停電電源装置整備修繕	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	(株)明電エンジニアリング	5,076,000	平成29年10月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
13	新木津川大橋外2カ所道路情報板設備改良工事	10:電気通信工事	港、此花、大正、住之江	コイト電工(株)	25,920,000	平成29年10月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
14	城東消防署建設に伴う消防情報システム署所設備工事	10:電気通信工事	城東区	富士通(株)	4,158,000	平成29年10月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
15	柴島浄水場保安用自家発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	ダイハツディーゼル(株)	9,828,000	平成29年11月2日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟等エレベーター設備補修工事	09A:昇降機設置工事	東住吉区 生野区	三菱電機ビルテクノサービス(株)	3,996,000	平成29年11月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
17	柴島浄水場外2か所採水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区、守口市、寝屋川市	(株)西島製作所	32,400,000	平成29年11月6日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
18	庭窪浄水場高度浄水処理棟無停電電源装置修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	(株)産機テクノサービス	12,528,000	平成29年11月6日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
19	長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その10)	01:土木工事	西区	熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体	649,080,000	平成29年11月7日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号	W5	適用
20	下水道科学館中央監視装置(UPS等)及び空調用自動制御機器修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	アズビル(株)	3,510,000	平成29年11月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
21	配水テレメータ改良に伴う既設配水情報システム改造その他工事	09B:上下水道施設工事	住之江区外	三菱電機(株)	159,840,000	平成29年11月15日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
22	東淀川浄水場配水ポンプ設備改良に伴う既設配水管理設備I改造その他工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	横河ソリューションサービス(株)	24,840,000	平成29年11月16日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
23	舞洲スラッジセンター汚泥熔融炉施設整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	此花区	月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体	430,920,000	平成29年11月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
24	大阪市中央卸売市場本場エレベーター補修工事	09A:昇降機設置工事	福島区	フジテック(株)	7,398,000	平成29年11月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
25	最適先端処理技術実験施設整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	理水化学(株)	20,520,000	平成29年11月21日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
26	共同溝ガス検知設備修繕	04:電気工事	旭区 東成区 都島区 城東区 平野区 生野区 北区 此花区	(株)理研商会	12,236,400	平成29年11月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
27	高光度航空障害灯修繕	04:電気工事	此花区 大正区 住之江区	サンケン電気(株)	4,914,000	平成29年11月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
28	城東配水場回転速度制御設備外整備修繕	09B:上下水道施設工事	鶴見区	メタウォーター(株)	73,440,000	平成29年11月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
29	平野下水処理場汚泥熔融炉設備整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	平野区	日揮(株)	113,400,000	平成29年11月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
30	千島下水処理場外1か所現場操作盤電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	大正区	(株)明電エンジニアリング	13,284,000	平成29年12月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
31	長居配水場外1か所配水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東住吉 東淀川	(株)荏原製作所	9,720,000	平成29年12月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
32	舞洲スラッジセンター換気機械室送排風機外設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)荏原製作所	32,400,000	平成29年12月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
33	舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	巴工業(株)	36,720,000	平成29年12月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
34	市岡下水処理場現場操作盤電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	港区	(株)大同電機製作所	3,348,000	平成29年12月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
35	大野下水処理場外8か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	西淀川 此花 城東 西成 住之江	三菱電機(株)	205,740,000	平成29年12月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
36	建設局降雨情報設備修繕	09D:機械器具設置工事	市内一円	東芝インフラシステムズ(株)	21,924,000	平成29年12月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
37	東横堀川水門外1水門制御監視システム更新工事-2	10:電気通信工事	中央区 浪速区	(株)安川電機	107,460,000	平成29年12月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
38	平野下水処理場外9か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	平野区、住之江区、 此花区、西淀川区	(株)日立製作所	289,440,000	平成29年12月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
39	舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)カワサキマシンシステムズ	11,340,000	平成29年12月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
40	千島下水処理場外1か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	大正 港	(株)因幡電機製作所	3,689,280	平成29年12月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
41	大阪市中心卸売市場本場市場東棟北非常用発電設備始動用直流電源設備改良工事	04:電気工事	福島区	(株)カワサキマシンシステムズ	5,508,000	平成29年12月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
42	舞洲スラッジセンター各種クレーン修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)日立プラントメカニクス	4,968,000	平成29年12月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
43	天満橋ライトアップ設備修繕	04:電気工事	中央区 北区	パナソニックESエンジニアリング(株)	2,797,200	平成29年12月14日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—
44	中浜下水処理場西沈砂池No.4沈砂池設備改良工事	09B:上下水道施設工事	城東区	(株)日立プラントサービス	91,800,000	平成29年12月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	—

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
45	平野下水処理場No.4遠心脱水機改良工事	09B:上下水道施設工事	平野区	巴工業(株)	96,120,000	平成29年12月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	—
46	長堀バス駐車場駐車管制設備更新工事	10:電気通信工事	西区	アマノ(株)	16,081,200	平成29年12月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	—
47	長居公園地下駐車場駐車管制設備更新工事	10:電気通信工事	東住吉区	アマノ(株)	23,943,600	平成29年12月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	—
48	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排煙設備補修工事	14L:建具工事	福島区	オイレスECO(株)	1,792,800	平成29年12月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	—
49	C6・7-2号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	JFEプラントエンジ(株)	9,180,000	平成29年12月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	—
50	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟特高電気設備シーケンサ等改良工事	04:電気工事	福島区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	11,880,000	平成29年12月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	—
51	ATC庁舎内外1遠方監視装置改修工事	10:電気通信工事	住之江区 福島区	(株)KEI	12,852,000	平成29年12月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	—
52	鶴見区民センター他1施設昇降機修繕工事	09A:昇降機設置工事	鶴見区	三精テクノロジーズ(株)	1,296,000	平成29年12月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	—

随意契約理由書

1. 工事名称： 長堀抽水所外2か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： メタウォーター（株）

3. 随意契約理由：

本工事は、長堀抽水所、中之島抽水所、千島下水処理場設備等の更新に伴い必要となる既設監視制御設備に機能追加を行うとともに、電気設備の設計製作、据付及び配管配線工事を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、メタウォーター（株）が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、メタウォーター（株）のみである。

4. 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署： 建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している中オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該中オゾン設備は、三菱電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は三菱電機（株）より修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪港防潮扉集中監視設備補修工事

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス(株)

3 随意契約理由

大阪港防潮扉集中監視設備は、水門や防潮扉の開閉状況を確認する装置であるとともに、台風時の高波や地震による津波での災害が想定される非常時には、防潮扉管理者に対して閉鎖指令を行うための装置であり、水門及び防潮扉への「閉鎖、開放指令の伝達」、「その作業の確認」、並びに「防潮扉状態の把握」を行うため、現場に端末局を置き、監視局から無線により短時間に指令、確認、防潮扉状態などの情報を送受信し、集中監視を行うものである。

本工事は、装置を撤去して一時休止していた端末局を再稼働させるために撤去後保管している装置の設置、及び、調整等を行うものである。

本設備は、横河ソリューションサービス(株)が平成24年度から平成25年度にかけて、独自の技術を用いてシステムの構築及び機器の設計、製作、施工したものであり、以後の保守も一貫して行っている。また、システム運用における機能や信頼性を確保し、災害発生時にも確実な稼働を行うには、各装置との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とするため、各装置の製作から施工に至るまでの責任の一元化を図れる唯一の業者である横河ソリューションサービス(株)と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課 (電気) (電話番号 06-6568-9092)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その2）

2 契約の相手方

（株）前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している後オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該後オゾン設備は、前澤工業（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は前澤工業（株）より修繕業務を移管されている（株）前澤エンジニアリングサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方

月島テクノメンテサービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、月島機械（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、総合的な排水処理設備のシステム並びに各機器・装置の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は月島機械（株）より修繕業務を移管されている月島テクノメンテサービス（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕

2 契約の相手方

JFEアクアサービス機器(株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場(上系)外2か所に設置している次亜塩素酸ナトリウム冷却設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該冷却設備は、磯村豊水機工(株)が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、冷却設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、磯村豊水機工(株)の上水プラント事業は、平成26年5月1日をもってJFEエンジニアリング(株)に吸収分割により事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は、JFEエンジニアリング(株)より修繕業務を移管されている、JFEアクアサービス機器(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2403)

随意契約理由書

- 1 工事名称：住之江下水処理場監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）日立製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、住之江下水処理場の水処理設備、第1・3ポンプ棟設備の装置及び処理機能などを既設監視制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する設備は、（株）日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）日立製作所のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

長居配水場高圧電動機整備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、長居配水場に設置している配水ポンプ5号用高圧電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、（株）東芝が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により高圧電動機の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の高圧電動機に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、高圧電動機に障害が発生した場合、その原因が高圧電動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、（株）東芝の社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が平成29年7月1日に東芝電機サービス（株）に継承分割され、それに伴い当該設備の事業が上記業者に継承され、同日付で東芝電機サービス（株）から東芝インフラシステムズ（株）に社名変更をされた。そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は東芝インフラシステムズ（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕

2 契約相手方 (株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備(受変電設備及び監視制御設備)は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保と高い信頼性を維持させるため、また、監視制御設備は、日常運転における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 修繕名称

舞洲スラッジセンター脱臭ファン修繕

2 契約の相手方

セイコー化工機(株)

3 随意契約理由

今回、修繕を実施する脱臭ファンは、汚泥処理過程にて発生する高濃度の臭気を生物脱臭設備にて分解・処理するための脱臭ファンである。脱臭ファンに不具合が発生すると、当センター内で発生する臭気が処理できず、建屋外への臭気漏れにより周辺環境への悪影響が生じるため、修繕する必要がある。

本修繕は、脱臭ファンのモータ軸受け部品等が長時間の運転により、著しく摩耗、破損しているため修繕を行うものである。

本設備機器は、セイコー化工機(株)が設計製作したものであり、構成部品の取替および試運転調整には、同社のみが保有する取替調整の技術が必要であるだけでなく、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせるため、上記業者に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

大淀配水場高圧電動機整備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本修繕は、大淀配水場に設置している配水ポンプ4号用高圧電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 明電舎が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により高圧電動機の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の高圧電動機に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、高圧電動機に障害が発生した場合、その原因が高圧電動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は(株) 明電舎より修繕業務を移管されている(株) 明電エンジニアリングである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場無停電電源装置整備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している無停電電源装置の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該装置は、(株) 明電舎が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は(株) 明電舎より修繕業務を移管されている(株) 明電エンジニアリングのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2403)

随意契約理由書

1 案件名称

新木津川大橋外2ヵ所道路情報板設備改良工事

2 契約の相手方

コイト電気(株)

3 随意契約理由

新木津川大橋外2ヵ所道路情報板設備は、各橋梁上に設置している気象観測装置等を用いて収集した各橋梁における道路状況の情報や道路管理担当部署が収集した交通状況等の情報を港湾防災センター内に設置している気象監視装置、道路情報主制御機から現地の道路情報板に的確・迅速に表示するものであり、交通渋滞の緩和、走行の安全と円滑化を図るために重要な役割を担っているものである。

本工事は、各橋梁と防災センター間における気象データ等の通信機能の改良を行うため、気象観測装置の改良及び気象監視装置の更新を行うものである。

本設備は、コイト電気が独自の技術を用いてシステムの構築及び機器の設計、製作、施工したものであり、以後の保守も一貫して行っている。また、設備の運用における機能や信頼性を確保して確実な稼働を行うには、各装置との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とするため、各装置の製作から施工に至るまでの責任の一元化を図れる唯一の業者であるコイト電気と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課 (電気) (電話番号 06-6568-9092)

随意契約理由書

1 案件名称

城東消防署建設に伴う消防情報システム署所設備工事

2 契約の相手方

富士通 (株)

3 随意契約理由

消防情報システム署所設備は災害出場用に出場隊のランプ制御や出場トーン制御などを司る設備で、本設備の接続処理を行うには署所設備の製造者しか知り得ない専門的知識や技術を保有している必要がある。

上記業者は、消防情報システム署所設備を開発・納入した業者で、設備の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、施工ができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課 (情報システム) (電話番号 06-4393-6573)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場保安用自家発電設備整備修繕

2 契約の相手方

ダイハツディーゼル（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している保安用自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該保安用自家発電設備は、ダイハツディーゼル（株）が独自に設計、製作したものであり、保守点検により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、当該保安用自家発電設備は、停電時に照明、排水ポンプなどの保安用機器や計装、電動弁などの重要機器に電源を供給し、災害や事故の被害拡大を防止するものであり、上記業者以外のものが本修繕を実施し、当該保安用自家発電設備の不具合により保安用機器や重要機器が機能せずに支障が生じた場合、その原因が製造者の問題なのか、本業務を行ったことによるものなのか、原因特定が困難になるほか、その責任の所在が不明確になり整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができない。

以上のことから、上記業者が本修繕を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟等エレベーター設備補修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス (株)

3 随意契約理由

本工事は、エレベーター設備の定期的な維持保全を行うことにより、安全な運行及び機能の維持を図るものである。また、「仲卸売場棟・配送加工施設エレベーター設備保守委託」の点検結果に基づき、ギヤオイル・乗場側ドアマシン連動チェーン・巻上ロープ・調速機ロープ・制御盤内インバーターの取替え、油圧作動油クリーニングを行うものである。

本工事対象のエレベーターは、三菱電機 (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、当該エレベーターの製造者である三菱電機 (株) は、昇降機保守等サービス業務全般及び改修・修理工事を同社の系列会社である三菱電機ビルテクノサービス (株) に移管している。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス (株) と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当 (電話番号 06-6756-3956)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所採水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

(株)西島製作所

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場外2か所に設置している採水ポンプ外の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、(株)西島製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは(株)西島製作所である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場高度浄水処理棟無停電電源装置修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟に設置している無停電電源装置の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は、(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場 (電話番号 06-6907-4473)

随意契約理由書

1 工事名称

長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その10)

2 契約の相手方

熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その9)に引き続き本体仮設工、本体築造工を行うものである。

今回工事は前回(その9)工事に引継ぎ本体築造工の施工と、それに伴い前回(その9)工事までに施工を行った本体仮設(山留材、棧橋)の撤去、盛替を繰り返すことで本体躯体を構築していく必要があり、近接する地下鉄や周辺家屋等への影響を最小限に抑制した施工管理が重要となる。

上述のとおり本体築造工と本体仮設工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

よって、本工事は計画的に実施される施設整備のために契約された建設工事に接続して、当該施設の整備を目的に施工される同種の建設工事であり、同一受注者による施工責任の一貫性の確保、瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課 (電話番号 06-6615-7883)

【関連工事】

- (1) 契約の相手方： 熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体
工事名称： 長堀抽水所雨水滞水池築造工事（その1）
契約金額： 金 396,480,000 円
契約番号： 大財契乙第 1700438 号
工 期： 平成 17 年 9 月 28 日～平成 20 年 2 月 29 日
- (2) 契約の相手方： 熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体
工事名称： 長堀抽水所雨水滞水池築造工事（その2）
契約金額： 金 80,598,000 円
契約番号： 大契乙第 1900764 号
工 期： 平成 20 年 1 月 28 日～平成 21 年 3 月 31 日
- (3) 契約の相手方： 熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体
工事名称： 長堀抽水所雨水滞水池築造工事（その3）
契約金額： 金 69,237,000 円
契約番号： 大契乙第 2100001 号
工 期： 平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 2 月 28 日
- (4) 契約の相手方： 熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体
工事名称： 長堀抽水所雨水滞水池築造工事（その4）
契約金額： 金 209,622,000 円
契約番号： 大契乙第 2200938 号
工 期： 平成 23 年 2 月 2 日～平成 24 年 1 月 31 日
- (5) 契約の相手方： 熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体
工事名称： 長堀抽水所雨水滞水池築造工事（その5）
契約金額： 金 734,485,500 円
契約番号： 大契乙第 2300805 号
工 期： 平成 24 年 1 月 24 日～平成 25 年 7 月 31 日
- (6) 契約の相手方： 熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体
工事名称： 長堀抽水所雨水滞水池築造工事（その6）
契約金額： 金 477,886,500 円
契約番号： 大契乙第 2400946 号
工 期： 平成 25 年 3 月 19 日～平成 26 年 3 月 31 日

(7) 契約の相手方： 熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体
工事名称： 長堀抽水所雨水滞水池築造工事（その7）
契約金額： 金 585,816,360 円
契約番号： 大契乙第 2500866 号
工 期： 平成 25 年 12 月 26 日～平成 27 年 3 月 31 日

(8) 契約の相手方： 熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体
工事名称： 長堀抽水所雨水滞水池築造工事（その8）
契約金額： 金 568,243,000 円
契約番号： 大契乙第 842 号
工 期： 平成 26 年 12 月 15 日～平成 28 年 3 月 31 日

(9) 契約の相手方： 熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体
工事名称： 長堀抽水所雨水滞水池築造工事（その9）
契約金額： 金 736,383,960 円
契約番号： 大契乙第 837 号
工 期： 平成 28 年 3 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日

随意契約理由書

1 案件名称

下水道科学館中央監視装置（UPS等）及び空調用自動制御機器修繕

2 契約の相手方

アズビル㈱

3 随意契約理由

本件は、下水道科学館の中央監視装置の一部（UPS等）および各階に設置されている空調用自動制御機器が、長年使用のため劣化し、正常に稼働しないため修繕を行うものである。

現状のままでは、館内の室温調整や空気循環等が十分に行われず、来館者のサービス低下を来たすことから修繕の必要がある。

当該空調用自動制御機器は、上記業者が設計製作したもので、修繕にかかる取替部品は他社で製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道河川部調整課（電話番号 06-6615-7586）

随意契約理由書

1 案件名称

配水テレメータ改良に伴う既設配水情報システム改造その他工事

2 契約の相手方

三菱電機（株）

3 随意契約理由

本工事は、配水テレメータ、水質テレメータの改良に伴い、水道局庁舎、柴島浄水場及び市内各所の配水情報システム、水質情報システムの改造を行うものである。

これらの機器は三菱電機（株）が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である三菱電機（株）以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは三菱電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川浄水場配水ポンプ設備改良に伴う既設配水管理設備 I 改造その他工事

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス (株)

3 随意契約理由

本工事は、東淀川浄水場配水ポンプ設備改良、柴島浄水場上系配水池改良に伴い、柴島浄水場及び東淀川浄水場の配水管理設備 I の改造を行うものである。

これらの設備は、横河電機 (株) が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である横河電機 (株) 以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

横河電機 (株) の当該事業については、平成 25 年 4 月から横河フィールドエンジニアリングサービス (株) に吸収分割され、同時に横河ソリューションサービス (株) に事業承継されている。

よって、本工事を実施できるのは横河ソリューションサービス (株) のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

- 1 工事名称：舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事（その2）
- 2 契約相手方：月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由：

今回整備工事をおこなう汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっても共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター（株）」は、日本碍子（株）の事業継承会社であり本件に必要な技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場エレベーター補修工事

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本工事は、中央卸売市場本場市場棟に設置しているエレベーター設備の安全稼働を目的に、点検結果に基づき、劣化・破損したメインロープ、ガバナロープ、インバータユニット、インターロック、リレー、バッテリー等の交換を行うものである。

本工事対象エレベーターは、フジテック (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、純正部品が必要であり、専門技術及び知識が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのはフジテック (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称

最適先端処理技術実験施設整備修繕

2 契約の相手方

理水化学㈱

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場内にある最適先端処理技術実験施設に設置しているプラント設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、理水化学㈱が独自に設計、製作したものであり、整備修繕に際しては総合的な実験施設のシステム及び各機器・装置の構造、構成及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

以上のことから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは、理水化学㈱が唯一の業者である。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2356）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

共同溝ガス検知設備修繕

2 契約相手方

(株) 理研商会

3 随意契約理由

今回修繕するガス検知器は、共同溝の各洞道内及び地下道内において維持管理作業等のため酸欠危険場所への入溝に際し、人命の安全及び不測の事故を防ぐための確保を行う重要な設備であるが、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は理研計器株式会社が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。よって、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている株式会社理研商会のみである。

以上のことから、株式会社理研商会を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号 6615-6647）

随意契約理由書

1 修繕名称

高光度航空障害灯修繕

2 契約相手方

サンケン電気㈱

3 随意契約理由

本修繕は、此花大橋及び新木津川大橋、常吉大橋の3橋において航空法第51条により設置が義務付けされている航空障害灯の修繕を行い、良好な機器動作の確保及び航空機の飛行の安全を確保することを目的としている。

また、本設備は国土交通省航空局の承認が必要であり、上記業者はその承認を受けたものを製作している製造者であり、本設備における各装置及び制御システムは、製造者である上記業者が独自の技術を用いて製作しており、他社に情報提供が出来ないため、上記業者でなければ本業務の履行が出来ない。

以上の理由により、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号 6615-6647）

随意契約理由書

1 案件名称

城東配水場回転速度制御設備外整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本業務は、城東配水場に設置している回転速度制御設備および計測設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、メタウォーター（株）並びに富士電機システムズ（株）が自社独自の仕様で設計し、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、業務の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

現在、富士電機システムズ（株）は、平成20年4月に（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業承継されており、さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 工事名称 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事（その2）

2 契約の相手方 日揮（株）

3 随意契約理由

今回工事を行う平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理しスラグ化するための設備であるが、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているため汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮（株）が設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるため当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、同設備に対する技術面に不明な点が多く整備工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが困難である。以上のことから、本工事を行えるのは上記業者のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署 建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

- 1 案件名称 : 千島下水処理場外1か所現場操作盤電気設備修繕
- 2 契約の相手方 : (株)明電エンジニアリング
- 3 随意契約理由 : 今回修繕する千島下水処理場外1か所現場操作盤電気設備は、下水処理場を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するために、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがあり老朽化している構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)明電舎が設計製作したもので、修繕に当たっては、製作当初の設計により、最も適切な構成部品の選定を行うとともに、製作時に基づく同一手法を用いて施工を行い、従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり他社にその修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービスを移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

長居配水場外1か所配水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

本修繕は、長居配水場に設置している配水ポンプ5号、柴島浄水場下系高度浄水処理棟に設置している送排風機及び柴島立坑・シールド内に設置している軸流ファンの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 荏原製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が高圧電動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は(株) 荏原製作所のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター換気機械室送排風機外設備修繕

2 契約相手方：(株)荏原製作所

3 随意契約理由：

今回修繕する送排風機は、舞洲スラッジセンターのポンプ室系統や脱水機室系統の熱負荷の高い部屋を冷却する設備であり、舞洲スラッジセンターの各施設を運転維持するために重要な設備である。

各種送排風機のモーター軸受部が長時間の運転により、著しく摩耗、損傷しているため修繕するものである。

また、各種ポンプにおいても、回転部品等が長時間の運転により、著しく摩耗、損耗しているため修繕するものである。

本設備は、(株)荏原製作所が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である(株)荏原製作所 西大阪支店のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕

2 契約相手方：巴工業（株）

3 随意契約理由：

今回修繕を行う遠心脱水機は、舞洲スラッジセンターにて受泥する消化汚泥を脱水し、脱水ケーキにするための設備である。

今回の修繕は、汚泥中の夾雑物・砂等で損耗した箇所の整備修繕等を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・検査による整備を実施するものである。

本機器は巴工業（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は巴工業（株）のみである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

（電話番号：06-6460-2830）

随意契約理由書

- 1 案件名称 : 市岡下水処理場現場操作盤電気設備修繕
- 2 契約の相手方 : (株)大同電機製作所
- 3 随意契約理由 : 今回修繕する市岡下水処理場現場操作盤電気設備は、処理場を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するためにポリ塩化ビフェニル含有のおそれがあり老朽化している構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)大同電機製作所が設計製作したもので、修繕に当たっては、製作当初の設計により、最も適切な構成部品の選定を行うとともに、製作時に基づく同一手法を用い従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり他社にその修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は(株)大同電機製作所のみである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1. 工事名称： 大野下水処理場外8か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： 三菱電機（株）

3. 随意契約理由：

本工事は、大野下水処理場で別途施工される機械設備工事等に伴い必要となる監視機能及び舞洲スラッジセンター外8か所の送泥ネットワークに必要となる監視機能を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、三菱電機株式会社が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、三菱電機株式会社のみである。

4. 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5. 担当部署： 建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

建設局降雨情報設備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する建設局降雨情報設備は、降雨レーダ情報、気象情報、水位、ポンプ運転状況等の情報収集配信を行い、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替を行うものである。

本設備は(株)東芝が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行い取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難である。

なお、(株)東芝は、平成 29 年 7 月 1 日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラシステムソリューション社に属する部門に関する権利義務を東芝電機サービス(株)に承継し、同日の平成 29 年 7 月 1 日付で東芝インフラシステムズ(株)に社名変更を行っている。

以上のことから本修繕ができる業者は上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 施設管理課 (電話番号：06-6615-7180)

随意契約理由書

1 工事名称

東横堀川水門外1水門制御監視システム更新工事-2

2 契約相手方

(株)安川電機

3 随意契約理由

本工事は、東横堀川水門および道頓堀川水門の水門制御監視システムの更新を行うものである。

本工事で改修する水門制御監視システム（以降、システム）は(株)安川電機が設計製作設置したシステムであり、各水門は日常的に船舶の航行、水質浄化また防潮堤の役割を担っている施設のため、システムの改修にあたっては、既設システムの機能を保証させながら行う必要がある。さらに既設システムの改修に必要なシステム全体の変更（機能追加・設定変更）を行うためには既設システムの製作者独自の技術が必要である。

また既設システム製作者である(株)安川電機以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本更新工事を施工できる唯一の業者である(株)安川電機と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当） （電話番号 06-6615-7169）

随意契約理由書

- 1 工事名称：平野下水処理場外9か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）日立製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、平野下水処理場外9か所で別途施工される電気設備工事等に伴い必要となる監視機能などを既設監視制御設備及び既設配電盤等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、株式会社 日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、株式会社 日立製作所のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

- 1 修繕名称：舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕
- 2 契約相手方：（株）カワサキマシンシステムズ
- 3 随意契約理由：

今回修繕する自家発電用ガスタービン設備は、舞洲スラッジセンターの自家発電設備の動力源であり、発電のために重要な役割を持つ設備である。

自家発電設備は、非常時に停電となった場合に備え、スラッジセンター全体の、安全で確実な運転確保のため自家発電を行うものであり、高い信頼性を維持させるため修繕を行なうものである。

本ガスタービン発電設備は、川崎重工業（株）が設計製作及び施工したもので、修繕にあたってはガスタービン発電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な部品取替、点検調整を実施するとともに、整備に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、独自の専門技術にて製作時と同一の手法を用いて行い、ガスタービン発電設備としての性能を維持させなければならない。

以上のことから、本修繕は製作会社である川崎重工業（株）のガスタービン発電設備に関するアフターサービスの業務移管先である（株）カワサキマシンシステムズに随意契約を行うものである。

- 4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

- 1 案件名称 : 千島下水処理場外 1 か所電気設備修繕
- 2 契約の相手方 : (株) 因幡電機製作所
- 3 随意契約理由 : 今回修繕する千島下水処理場外 1 か所電気設備は、処理場を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するためにポリ塩化ビフェニル含有のおそれがあり老朽化している構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株) 因幡電機製作所が設計製作したもので、修繕に当たっては、製作当初の設計により、最も適切な構成部品の選定を行うとともに、製作時に基づく同一手法を用い従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり他社にその修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は(株) 因幡電機製作所のみである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場東棟北非常用発電設備始動用直流電源設備改良工事

2 契約の相手方

(株) カワサキマシンシステムズ

3 随意契約理由

本工事は市場運営に支障をきたさない様、中央卸売市場本場市場東棟北に設置している非常用発電設備の始動用直流電源設備の一部である充電器及び蓄電池の交換を行うものである。

本工事対象設備は、施工にあたっては製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造者である川崎重工業㈱のみが有している。

また、本工事で施工する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分の使用等に関してトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

川崎重工業㈱は、ガスタービン発電設備のアフターサービス業務全般を同社の系列会社である㈱カワサキマシンシステムズに移管しているため、本工事が施工可能な業者は、㈱カワサキマシンシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター各種クレーン修繕

2 契約相手方：(株)日立プラントメカニクス

3 随意契約理由：

今回修繕する各種クレーン設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥熔融炉設備で発生する脱水ケーキ及び熔融スラグ等を搬送・搬出する設備である。これらのクレーン設備が停止すると熔融炉設備への汚泥供給及びスラグ搬出ができなくなり、連続運転に支障をきたす恐れがあることから性能維持のために必要となる修繕を行うものである。

本各種クレーン設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計、製作したもので、修繕に当たっては、本設備の構造・特性を熟知し独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、(株)日立プラントテクノロジーは(株)日立製作所に吸収合併されており、天井クレーン設備の全般業務については(株)日立プラントメカニクスに業務継承されているため、上記業者に随意契約を行うものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1. 修繕名称

天満橋ライトアップ設備修繕

2. 契約相手方

パナソニックESエンジニアリング(株)

3. 随意契約理由

本設備は、大阪都市魅力創造戦略に沿って、水と光のまちづくり事業の一環として、光景観資源のより一層の魅力向上を図ることを目的とし、平成23年より天満橋のライトアップを行なっている施設である。

今般、ライトアップを制御しているシステムの一部が故障し、ライトアップの一部系統の不点が発生しており、付近の景観を乱し事業目的を損なっている状況にあることから修繕の必要がある。

本設備は、パナソニックESエンジニアリング(株)が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であることから、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号:06-6615-6468)

随意契約理由書

1 工事名称

中浜下水処理場西沈砂池 No.4 沈砂池設備改良工事

2 契約相手方

(株) 日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回改良する沈砂池設備は、流入する下水中から沈降分離させた砂分を除去する除砂設備と、流入するし渣を除去する除じん設備からなり、それぞれの除去物を後段の処理設備へ排出するための設備である。

本工事は、長時間の使用により駆動装置をはじめ、各部の摩耗損傷が著しく、十分な機能が発揮できない状態にあることが判明したため、機械スクリーン本体フレーム、バースクリーン、揚砂機のレール、V形バケット等構成部品の改良や取り替えを行い、信頼性および機能性の向上を合わせて行うものである。

本設備は、日立機電工業（株）が設計・製作・据付したもので、改良にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその改良を施工させることは不可能であり、かつ、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社から水処理機械設備に関する工事業務を移管されている（株）日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課（電話番号06-6969-5847）

随意契約理由書

1 工事名称

平野下水処理場 No.4 遠心脱水機改良工事

2 契約相手方

巴工業（株）

3 随意契約理由

今回改良する遠心脱水機は、汚泥液体中にある固体成分を遠心力を利用し、分離液と脱水ケーキに分離する設備である。

本工事は、長時間の使用により各部の摩耗損傷が著しく、十分な機能が発揮できない状況にあることが判明したため、回転部（セントリフュージアッセンブリ、ボウルシェルアッセンブリ、コンベアアッセンブリ）等構成部品の改良を行い、信頼性および機能性の向上を合わせて行うものである。

本設備は、巴工業（株）が設計・製作・据付したもので、改良にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、プラント設備としての性能を継続維持させ、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社である巴工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号06-6686-5123）

随意契約理由書

1 工事名称

長堀バス駐車場駐車管制設備更新工事

2 契約の相手方

アマノ(株)

3 随意契約理由

本工事は、長堀バス駐車場内に設置されている駐車管制システムの一部である車両出入庫状態や発券機監視等を行う管制盤（前面パネル、内部制御部）、車両検知器（内蔵検知器）、カーゲート及び各種表示灯を更新するものである。

本工事において更新する設備は、アマノ(株)が製作したものであり、高い信頼性が要求される車両出入庫や発券機監視を行う設備であるため、設備の更新にあたっては、既設設備の機能を保証させながら行う必要がある。さらに設備の更新に必要なシステム全体の変更（機能追加・設定変更）を行うためには既設設備の製作者独自の技術が必要である。

また既設設備の製作者であるアマノ(株)以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本更新工事を施工できる唯一の業者であるアマノ(株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7169）

随意契約理由書

1 工事名称

長居公園地下駐車場駐車管制設備更新工事

2 契約の相手方

アマノ(株)

3 随意契約理由

本工事は、長居公園地下駐車場内に設置されている駐車管制システムの一部である車両入出庫を感知する車室センサー、および車両出入庫状態や発券機監視等を行う管制盤(前面パネル、内部制御部)を更新するものである。

本工事において更新する設備は、アマノ(株)が製作したものであり、高い信頼性が要求される車両出入庫や発券機監視を行う設備であるため、設備の更新にあたっては、既設設備の機能を保証させながら行う必要がある。さらに設備の更新に必要なシステム全体の変更(機能追加・設定変更)を行うためには既設設備の製作者独自の技術が必要である。

また既設設備の製作者であるアマノ(株)以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本更新工事を施工できる唯一の業者であるアマノ(株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7169)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排煙設備補修工事

2 契約の相手方

オイレスECO㈱

3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している排煙設備（排煙オペレータ）の構成部品及び開閉装置の経年劣化による部品交換及び既存排煙設備との連動調整を行うものである。

当該設備は、火災発生時に作動させ、煙を外気に開放するものであり、オイレスECO㈱が製作・設置したものである。本工事の施工にあたっては、当該設備の詳細な仕様と製作会社独自の規格等を熟知していると共に、既存排煙設備と適合する純正部品を使用し、火災発生時に迅速な開放ができるように既存部品と一体となった円滑な連動を確保する必要がある、熟練の専門技術及び当該設備の知識が必要である。また、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、当該設備を製作・施工し、構造を熟知している同社が補修を行うことで、作動の確実性、安全性と施工責任の一元化を図ることができ、既存部品との円滑な可動状態を確保することのできるのは、オイレスECO㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7965）

随 意 契 約 理 由 書

1. 案件名称

C6・7-2号機多目的クレーン補修工事

2. 契約の相手方

JFEプラントエンジニア (株)

3. 随意契約理由

本件工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目（C6・7岸壁）に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーン構造の重要な機能を担う旋回装置等の補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要がある、高い安全性が求められるため、クレーン製造実績のある業者でなければ適正な施工ができない。

クレーンについては、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからず、クレーン本体構造および各装置に悪影響をおよぼす恐れがある。

よって、製造者だけがクレーンの本体構造およびシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部材の交換、また、部材を交換することにより影響を与える箇所点検及び調整等を的確に行えるものである。

さらに他社が補修を行い不具合が生じた場合、施工不良・材料不良・設計不良などの部分に原因があるのか究明すること及び復旧までに相当期間が必要となり、船舶荷役に影響を与えることとなる。また、不具合の発生原因が特定できない場合、補償や瑕疵を業者に求めることができず、本市が不利益を被ることとなる。よって、製造者に補修させることにより、責任の一元化が図れ、早急な対応が可能となる。

以上のことから、本工事が実施可能な業者は、当該クレーンを製造した上記業者のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

港湾局計画整備部設備課(機械) (電話番号 06-6552-0057)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟特高電気設備シーケンサ等改良工事

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング㈱

3 随意契約理由

本工事は市場運営に支障をきたさないよう、中央卸売市場本場業務管理棟に設置している特高受変電設備のシーケンサ等の交換を行うものである。

本工事対象設備は、施工にあたっては製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造者である三菱電機㈱のみが有している。

また、本工事で施工する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分の使用等に関してトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

三菱電機㈱は、特高受変電設備の保守・保全業務全般を同社の系列会社である三菱電機プラントエンジニアリング㈱に移管しているため、本工事が施工可能な業者は、三菱電機プラントエンジニアリング㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

随意契約理由書

1 工事名称

A T C庁舎内外1 遠方監視装置改修工事

2 契約の相手方

(株) K E I

3 随意契約理由

本工事は、国道25号御堂筋共同溝遠方監視装置設置工事および桜島守口線共同溝遠方監視装置改修工事に伴い、A T C庁舎内の遠方監視装置を改修するものである。

本工事で改修する遠方監視装置は(株) K E Iが設計製作設置した監視装置であり、共同溝は電気・ガス・水道などのライフラインを取めた施設のため監視装置の改修にあたっては既設設備の機能を保障させながら行う必要がある。さらに既設監視装置の改修に必要なシステム全体の変更(機能追加・設定変更)を行うためには既設監視装置の製作者独自の技術が必要である。

また、既設監視装置製作者である(株) K E I以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本改修工事を施工できる唯一の業者である(株) K E Iと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部 工務課(道路公園設備担当) (電話番号 06-6615-6647)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見区民センター他1施設昇降機修繕

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ (株)

3 随意契約理由

本修繕は、鶴見区民センター、鶴見図書館の昇降機設備を修繕するものである。当該機器については、三精テクノロジーズ (株) が製造・施工したものであり、修繕にあたっては、製造者のみが有する当該機器の構造及び機能に関する知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

上記の理由により本修繕を実施できるのは、三精テクノロジーズ (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所地域活動支援課 (電話番号 06-6915-9166)